

令和3年11月16日

地域薬剤師会会長 殿

大阪府薬剤師会
会長 乾 英夫

「新型コロナウイルス感染症患者への今後の対応について」

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、大阪府においては、新型コロナウイルス感染拡大の第5波がようやく収束しましたが、第6波に向けた対策として「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制」や「大阪コロナ大規模医療センター・療養センター」等の整備が進められております。今後、急激な感染拡大が生じた場合には、引き続き軽症者には自宅療養や宿泊療養が行われることになり、これまで以上の「COV 自宅」・「COV 宿泊」の院外処方箋が発行されることが予想されます。大阪府薬剤師会にてあらためて大阪府下の現状を整理いたしましたのでご確認いただき、各地域薬剤師会におかれましては、地元行政や地域医師会より今後のさらなる対応について相談があった場合、本資料をご参考に各地域で必要な対策をお願いいたします。

1. 地域における課題と対応状況（資料①）

- ① 自宅療養・宿泊療養の患者の急増に伴う、自宅等で療養する患者を診る医師と調剤に対応可能な薬局（特に休日・夜間や緊急時）とのマッチング。

（対応状況）

大阪府でコロナ患者受入れ薬局リストを作成し、保健所に設置。
休日・夜間については特にコロナ対応のリストは作成されていないが、大阪府薬局機能情報でそれらの時間帯に通常開局している薬局の検索は可能。

- ② 中等症Ⅱに該当する患者の重症化予防に用いられるデキサメタゾン製剤（デカドロン）は、需要の急増により、厚生労働省医政局経済課より安定供給を求める事務連絡が発出されている。

(対応状況)

日医工と協議の上、デカドロンは会営中央薬局、会営南河内薬局に供給が可能。処方量を通常の方譲依頼書に処方箋の写しをFAXすれば分譲を実施。

- ③ 患者に新型コロナウイルス感染症の治療に必要な医薬品を滞りなく提供するためには、各地域の実情に応じて、医師会、自治体、医薬品卸売販売業者と薬剤師会等の関係者による協議の場を持ち、相互に協力・連携を図り、患者に必要な医薬品を確実に提供する体制(医薬品提供体制)を構築する必要がある。

(対応状況)

- ・現在の患者受け入れ体制は大阪府が主導し、基本的には大阪府のスキームで行われている。(資料②③参照)
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染が疑われる患者への処方箋発行にあたっての注意事項を大阪府医師会より市町村医師会に周知(資料④)
- ・薬剤交付支援事業については資料⑤の通り

【関連通知】

- ・日薬業発24号「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」
- ・日薬業発25号新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)
- ・日薬業発27号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等において公費負担医療を受ける場合に必要な証明書類について」
- ・日薬業発230号新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)

【参考資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱い等について(府薬雑誌10月号35ページ)

日薬業発第 200 号
令和 3 年 9 月 9 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への
対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加する中、地域においては、自宅療養及び宿泊療養の患者への対応が急務となっております。

これら患者に対し、必要な医薬品を提供する観点から、自宅等で療養するコロナウイルス感染患者を診る医師と、調剤に対応可能な薬局（特に休日・夜間や緊急時）とのマッチングが課題となっております。

また、中等症Ⅱに該当する患者の重症化予防として用いられるデキサメタゾン製剤は、需要の急増による供給体制が滞る懸念があることから、厚生労働省医政局経済課より安定供給を求める事務連絡が発出されているところです（令和 3 年 8 月 30 日付、日薬業発第 173 号により既報）。

このような状況において、患者に必要な医薬品を滞りなく提供するためには、地域の医師会、自治体、医薬品卸売販売業者と薬剤師会等の関係者が協力・連携を図り、地域の実情に応じた医薬品提供体制を構築する必要があります。

貴会におかれましては、各地域においてこうした連携が図られるよう、都道府県医師会、都道府県、医薬品卸売販売業者との連携・調整を進めるとともに、地域薬剤師会に対し、地域の実情に応じた関係者との連携、医薬品提供体制の構築に向けた対応を急ぎ進めるよう、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しては、本会から日本医師会に情報提供しておりますことを申し添えます。

<別添>

- ・「新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への対応について（現時点における考え方の整理）」令和 3 年 9 月 9 日、日本薬剤師会

(別添)

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への
対応について（現時点における考え方の整理）

令和3年9月9日 日本薬剤師会

1. 地域における課題と対応例

- 自宅療養・宿泊療養の患者の急増により、自宅等で療養する患者を診る医師と、調剤に対応可能な薬局（特に休日・夜間や緊急時）とのマッチングが課題。
- 中等症Ⅱに該当する患者の重症化予防に用いられるデキサメタゾン製剤は、需要の急増により、厚生労働省医政局経済課より安定供給を求める事務連絡が発出されている。
- このような状況において、患者に必要な医薬品を滞りなく提供するためには、各地域の実情に応じて、医師会、自治体、医薬品卸売販売業者と薬剤師会等の関係者による協議の場を持ち、相互に協力・連携を図り、患者に必要な医薬品を確実に提供する体制（医薬品提供体制）を構築する必要がある。
- その際、以下のような点に考慮して、地域における取扱いならびに対応方針を整理し、関係者で共有しておくことが必要である（下表【対応例】参照）。
 - ✓ 医薬品
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への対症療法として処方される医薬品（解熱鎮痛剤、鎮咳剤等／ステロイド薬）
 - ・ 当該患者の慢性疾患等の医薬品
 - ✓ 必要となる場面
 - ・ 平日の日中（通常の開局時間内）
 - ・ 夜間・休日、時間外、緊急時
 - ✓ 対応する薬局
 - ・ 地域で指定した特定の薬局で対応（対応薬局のリスト化など）
 - ・ 地域の薬局で対応

【表：対応例】（地域の実情に応じて検討）

	夜間・休日、時間外、緊急時	平日の日中など （通常の開局時間内）
解熱鎮痛剤、鎮咳剤など	地域で指定した特定の薬局で対応	地域の薬局で対応
高用量ステロイドなど	地域で指定した特定の薬局で対応	地域の薬局で対応
コロナ患者の慢性疾患等の医薬品	地域の薬局で対応	地域の薬局で対応

※処方・調剤に際しては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」令和2年4月10日付、厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡による「CoV 自宅」「CoV 療養」により対応。

2. 取扱いを決めておく事項や留意点（例）

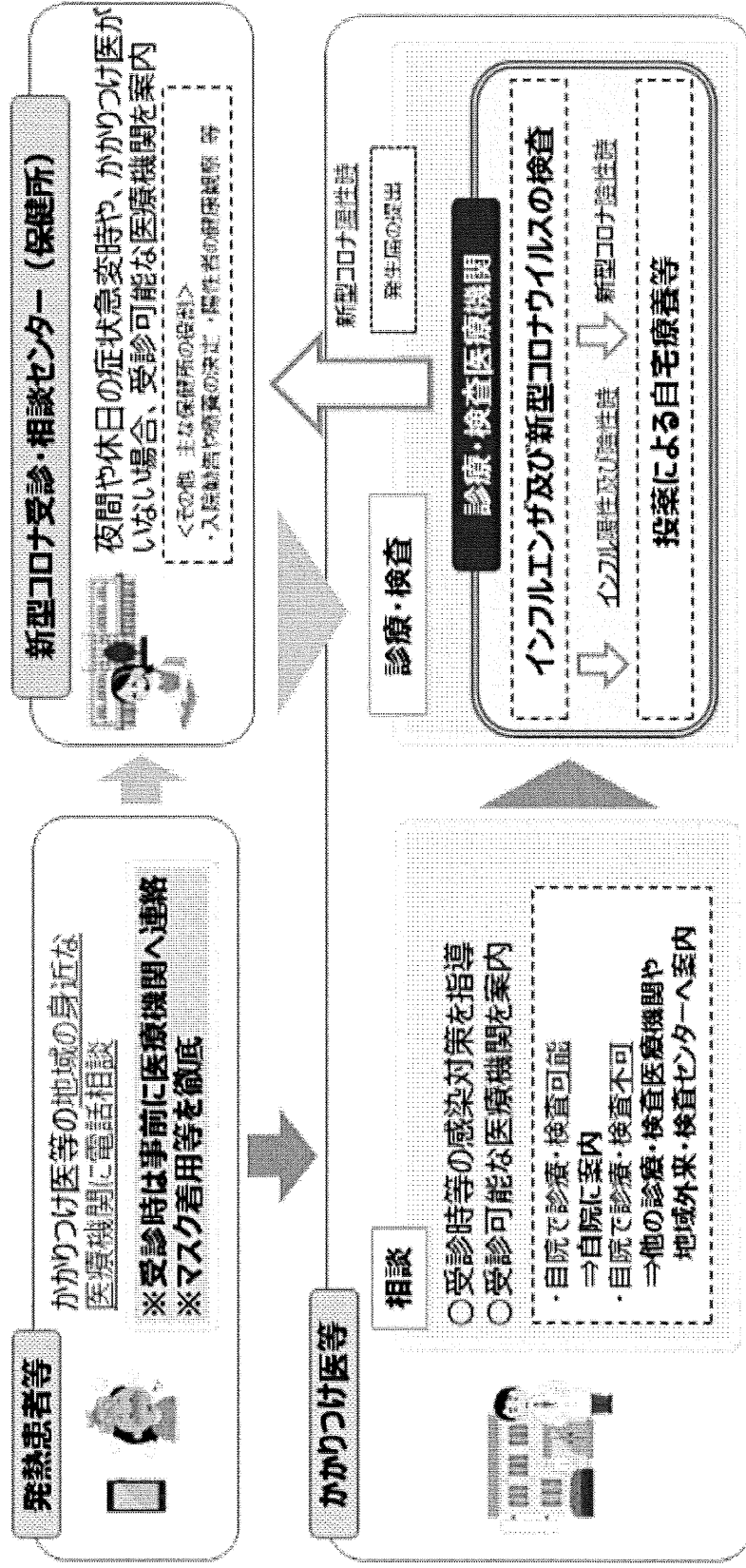
- 休日・夜間、時間外、緊急時に対応する医療機関及び薬局のリスト化と共有
- 処方・調剤の流れ、医療機関と薬局の連絡等の手順（その際、患者の状態や療養環境、入院調整の有無等に関する情報の共有なども考慮）
- 処方箋備考欄への「CoV 自宅」「CoV 宿泊」の記載など、処方箋の取扱いの再確認
※「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」令和2年4月10日付、厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡／下記3「新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等について」の項参照
- 医療機関と薬局とが適宜連携して対応できるようにするため、相互の緊急連絡先（たとえば、携帯電話番号）の共有
- 地域において使用する医薬品のリスト化（特に、解熱鎮痛剤と鎮咳剤は種類が多いため、使用する医薬品をあらかじめ決めておくことで、患者に速やかに必要な医薬品を提供できる）
- 医薬品卸において、自宅療養・宿泊療養者数や、対応する医療機関・薬局数を踏まえ、地域に必要と想定される量の医薬品の確保、及び、医薬品卸から医療機関・薬局への供給手順（特にステロイド薬）

3. その他

- 薬局の対応については、平時の夜間・休日対応体制の人員拡充や、地域の運送業者と連携して配送体制を構築すること等も考えられる。
- 軽症者だけでなく中等症の患者でも自宅療養・宿泊療養になっている現状に鑑み、患者宅への薬剤配送に際して、必要な場合には対面による方法を考慮しなければならないケースもあり得ることも念頭に置く。
- 薬剤師が服用期間中のフォローアップを行った際に把握できた患者の状態を、保健所や医師に提供し、療養患者のフォローアップ業務に活用することも考えられる。
- 各地域の状況に応じて、必要な体制整備の内容は異なるものと考えられる。都道府県薬剤師会においては、都道府県・都道府県医師会等と連携し、各地域の関係団体及び行政における着実な体制整備のため、必要に応じて地域薬剤師会への助言や広域的な調整などの支援を行う。

発熱等の症状がある場合の受診の流れ

＜発熱患者の受診フロー＞



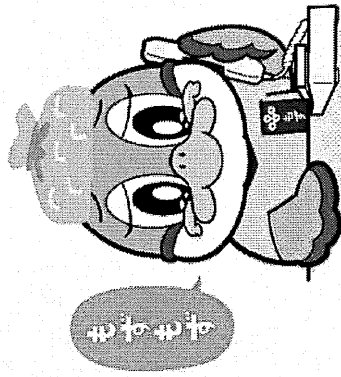
新型コロナウイルスを疑う場合の

受診相談体制が変わりました

熱が出た場合などにすぐに受診できるよう、今までの保健所に相談する仕組みに加え、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談する仕組みに変わりました。

(受診先の案内は保健所・かかりつけ医等からとなります)

夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは、新型コロナ受診相談センター(保健所)へ相談してください。



©2014 大阪府もやん

しんどいと思ったら・・・

かかりつけ医などの身近な医療機関に電話してな！
かかりつけ医がいない時は新型コロナ受診相談センター
(保健所)へ相談やで！

感染拡大を防ぐためにご協力ください。



発熱、倦怠感などの症状を事前にかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で伝えてください。



案内された医療機関に受診する際にはマスクを着用して、公共交通機関等の利用は可能な限り避けてください。



発熱などのかぜ症状がある場合には、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

大阪府 診療・検査医療機関

検索



大阪府 新型コロナ受診相談センター

検索



令和2年12月23日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂 松 茂 人
(公印省略)新型コロナウイルス感染症等の感染が疑われる患者への
処方箋発行にあたってのお願い

平素は本会事業の推進にあたり、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府薬剤師会より標記に関して、薬局内における感染拡大防止の観点より、患者の状況を把握した上での処方箋応需が求められていることから、医療機関において新型コロナウイルス感染症（疑い）患者等に院外処方箋を交付する場合は、交付の際に、薬局に対して患者の状況・連絡先電話番号等を情報提供するよう、本会に下記の協力依頼がまいりました。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇ご協力をお願いしたい対象患者

- ・発熱患者
- ・新型コロナウイルス感染症（疑い）患者

◇処方箋交付の際の留意事項

- (1) 患者の希望する薬局へ処方箋をFAXで送信してください。
- (2) 処方箋には、患者の同意を得て、備考欄にF・I・C（※）および患者の連絡先（携帯電話番号等）を記載してください。

※ 発熱をF、インフルエンザ検査をI、新型コロナウイルス感染症検査をCとそれぞれ略して記載してください。さらに、Fに関しては、発熱がある場合は○、発熱がない場合は×を付記してください。I、Cに関しては、結果がプラスの場合は○、マイナスの場合は×、検査中は△を付記してください。検査していない場合はI、Cのみとしてください。

(例 1)

- ・発熱あり、インフルエンザ検査陽性、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を実施していない場合

処方箋		様式第二号
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)		
備 考	保険医署名 (「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。)	F I C TEL 000-0000-0000
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応 (特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供	

(例 2)

- ・発熱なし、インフルエンザ検査陰性、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等は検査中の場合

処方箋		様式第一号
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)		
備 考	保険医署名 (「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。)	× × △ C TEL 000-0000-0000
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応 (特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供	

(3) 患者には、来局前にあらかじめ当該薬局に連絡するようお伝えください。

(4) FAXした処方箋原本は、患者（家族）に薬局まで持参させるか、薬局あてに郵送してください。

付

標記処方箋の取扱いについては、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等より、令和2年5月26日付「帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について」の事務連絡で、感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項が示されており、「感染拡大を未然に防止する観点から、帰国者・接触者外来等の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること」とされています。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001

令和3年9月2日

大阪府内に所在する保険薬局 各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会長 乾 英 夫**薬局における薬剤交付支援事業について（その4）**

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度「薬局における薬剤交付支援事業」につきまして、日本薬剤師会作成「事業の実施に当たっての留意点」が、本年9月1日実施分より下記のとおり変更されましたので、お知らせいたします。

つきましては、実施状況一覧（Excel）も変更となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

● 令和3年9月1日実施以降の変更点

新型コロナウイルス感染症患者の自宅（CoV 自宅）又は宿泊療養施設（CoV 宿泊）に薬局の従事者が薬剤を持参した場合の補助額を 500 円から 3,000 円に引き上げ

● 実施状況一覧（Excel）

<http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/202109yakuzaikofu/202109yakuzaikofujisshi.xlsx>



以上

令和3年度 薬局における薬剤交付支援事業について

大阪府薬 Ver4. 20210902

○ 事業期間

令和3年4月1日より令和4年2月末日分まで（請求は令和4年3月15日締切）
ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了。

○ 補助対象

以下の事務連絡等に基づき、調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の費用を補助します。

- 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

0410 対応

- ・ 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」
- ・ 令和2年4月24日事務連絡「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

CoV 自宅

- ・ 令和2年4月2日事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」

CoV 宿泊

- ・ 令和2年4月2日事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」

○ 配送方法

薬局の従事者が直接届けることを基本としつつ、薬局の業務負担等を考慮し、患者と相談の上、適当な配送方法を選択する。配送業者を使用する際は、品質保持の確保や緊急性等を考慮した上で、適切と考えられる方法を利用すること。

○ 支援の金額について

※令和3年9月1日実施分以降

処方箋	配送方法	配送料等	府薬への請求額	患者負担
0410 対応	薬局の従事者	500 円	400 円	100 円
	配送業者	配送料	配送料 - 100 円	
CoV 自宅	薬局の従事者	3,000 円	3,000 円	0 円
CoV 宿泊	配送業者	配送料	配送料全額	

- 以下は支援の対象外のため、本事業へ請求はできません。
 - ・ 振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料（患者負担）
 - ・ 「0410 対応」と記載された処方箋について患者が来局した場合
- 1 か所に複数人分を届けた場合であっても、配送料等は1件として請求する。
- 府薬への請求額は、一旦薬局で負担してください（着払不可）。

○ 配送に係る費用の請求手続き

月毎の配送等に要した費用等について、翌月 15 日までに実施状況一覧（Excel）をメール添付にて報告する。

【実施状況一覧】

<http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/202109yakuzaikofu/202109yakuzaikofujisshi.xlsx>



【提出先メールアドレス】

大阪府薬剤師会 薬剤交付支援事業専用アドレス : haiso@osaka-fuyaku.jp

- 実施状況一覧（Excel）のファイル名は、「保険薬局コード（10桁）_保険薬局名」としてしてください。
 「274」 + 7桁
- 実施状況一覧（Excel）様式の件数を超える場合には、行の挿入を行わず、別シートで対応してください。
- 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等を行った事例（0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊）は、本会へ請求を行わないものも含めて全件報告してください。
- 申請の根拠となる資料として以下の保存が求められます。

（根拠となる資料の例）

- ・ 処方箋の写し
 （備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）
- ・ 配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

○ 薬局の基本情報について

令和3年度本事業に初めて請求いただく際に、請求額の振込口座等、薬局の基本情報について以下フォームより報告してください。

なお、本報告は年度内1回のみとなります。

薬局基本情報 報告フォーム : <https://forms.gle/psimrFwFKVKhWfoLA>



薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点（令和3年度版）

令和3年9月1日 日本薬剤師会

1. 配送費の支払い等

① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、令和2年4月2日事務連絡及び令和2年4月10日事務連絡等^{（注）}に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。

- ・ 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- ・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める。

（注）対象となる事務連絡は、以下のとおり。

呼称	事務連絡タイトル	処方箋の取扱い
令和2年4月2日事務連絡	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について	CoV 宿泊
	新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養児の感染管理対策について	CoV 自宅
令和2年4月10日事務連絡等（注）	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4月10日事務連絡）	0410 対応
	歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4月24日事務連絡）	

（注）等：このほかに、今後対象となる事務連絡が発出された場合には、その都度明確化される予定。

② 補助額

補助額は、実施要綱の定める範囲に基づき、以下のとおりとする。

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用の全額
処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用のうち、 <u>100 円</u> を差し引いた額

「薬剤の配送に要した費用」は、以下のとおりとする。

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

- ・ 交通費等の実費額相当として、距離を問わず以下のとおりとする。

1. 新型コロナウイルス感染症患者（自宅または宿泊療養）

即時的・緊急的な薬剤交付（配送）が求められるため、3,000 円 / 1 件とする。

2. 上記以外の患者（0410 対応）

500 円 / 1 件とする。

- ・ 宿泊療養施設等に対し複数人分を同時に届けた場合も「1 件」と考える。

○配送業者を利用した場合：配送料（実費）

③ 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。0410 対応の患者負担分（100 円）は、薬局が患者から徴収すること。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担 ^(注)
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	3,000 円	0 円
	配送業者	配送料全額	
	自宅および宿泊療養施設の患者について複数人分を同時に届けた場合であっても 1 件とし、3,000 円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、以下⑤の【別紙】に全件を記載した上で、 代表する 1 件のみ請求（○を記入）し、それ以外は○をしない（空欄のまま）こと。		
0410 対応	薬局の従事者	400 円	100 円
	配送業者	配送料-100 円	

	1 か所の届け先について複数人分を届けた場合であっても 1 件とし、400 円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、CoV 自宅、CoV 宿泊と同様とする。
--	--

(注) 患者負担分は、薬局が患者から徴収する。

④ 配送方法及び配送に関する留意点

配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本としつつ、薬局の業務負担等を考慮し、患者と相談の上、適当な配送方法を選択すること。

薬剤の持参・配送に際しては、感染拡大防止に留意する必要があるため、患者または家族等と直接接触しない方法について留意すること(別表参照)。

配送業者を使用する際は、品質保持の確保や緊急性等を考慮した上で、適切と考えられる方法を利用すること。

⑤ 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等について、翌月 15 日までに事業実施者に実施状況の一覧【別紙】(※)を提出すること。また、当該薬局においては、申請に当たって、申請の根拠となる資料を保存しておくこと。

(根拠となる資料の例)

- ・処方箋の写し(備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの)
- ・配送料の金額がわかるもの(伝票控え、配送業者からの請求書等)

※【別紙】電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧

令和 2 年 4 月 10 日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」における検証に用いることを想定。

⑥ 請求にあたっての留意点

- ・「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には 0410 対応として扱わないため、配送料の補助の対象とならないこと。⑤の手続きには含めない。
- ・一部負担金の授受に伴う手数料(振込手数料、代引き手数料等)については、

支援の対象外（患者の自己負担）。

- ・本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しているが、配送業者の選定に際しては④を踏まえること。

⑦ 事業の開始・終了時期

本事業は、令和2年度については予算成立より実施していたが、一旦事業として終了している。

今般、事業が延長されたことを踏まえ、令和3年度事業について、令和3年4月1日より再開するものとする。但し、予算の範囲内での実施であることから、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。

なお、本留意点は、改訂を行った令和3年9月1日より適用するものとする。

また、事業の終了が令和3年度末であることから、支援対象は最大でも令和4年2月末日分まで（請求は令和4年3月15日締め切り）となることに留意する。

⑧ 事業費の精算時期

令和3年度末までの事業実施後、基準額を上限として、要した費用を事業実施者に精算する予定。

事業実施者（都道府県薬剤師会）から薬局に対する費用の精算は、⑦に記載した終了時期以降を予定。

2. その他

- ・電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況については、概ね1か月単位で、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より報告の求めがあるため、対応されたい。

以上

[参考] 薬局における患者への案内内容（例）

- ◆ 新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、ご自宅のまま、電話等でお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。
- ◆ 薬の配送料は、通常は患者さんのご負担ですが、新型コロナウイルス感染症の対策として、期間限定で、国からその費用の一部が補助されることとなりました。
- ◆ 配送業者については、薬局が指定した業者となりますので、ご了承ください。
- ◆ 支払いに関する手数料（振込手数料など）は補助の対象外ですので、患者さんのご

負担となります。

区分	案内方法の例
新型コロナウイルス感染症の患者で、宿泊療養または自宅療養の方	全額補助対象
上記以外の方（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自宅でのお薬の説明、薬の受取りをご希望の方）	<u>100 円患者負担</u> 、残額は補助対象

（注）お薬の種類によっては配送が困難な場合があります、薬局への来訪をいただくことがあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱い等について



処方について

初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合、麻薬及び向精神薬の処方をしてはならないとされています。さらに、診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、ハイリスク薬の処方をしてはならないとされています。

販売方法について

0410 通知に基づき、電話等で服薬指導し、薬剤を配送できるのは、処方箋により調剤された薬剤のみです。つまり、処方箋医薬品以外の医療用医薬品をやむを得ず販売（零売）する場合は、薬局内で対面により販売しなければなりません。

また、一般用医薬品を電話販売等するには、薬局の変更届により事前に特定販売の届出が必要です。

区分	薬局医薬品			要指導 医薬品	一般用医薬品		
	医療用医薬品		薬局製造販売 医薬品		第1類	第2類	第3類
	処方箋 医薬品	処方箋医薬品 以外の医薬品					
販売 方法	対面販売		インターネット 販売可 (劇薬指定品目除く)	対面 販売	インターネット販売可		

0410 通知に基づき電話等で服薬指導し、薬剤を配送できるのは、処方箋により調剤された薬剤のみ

調剤報酬、患者負担金及び配送料について

保健所が認める新型コロナウイルス感染症の宿泊・自宅療養期間中に、新型コロナウイルス感染症に係る医療として調剤した場合、保険給付後のなお残る自己負担に相当する金額は全額公費「28」の対象となります。また、薬剤の配送料等は「薬局における薬剤交付支援事業」として国からの支援を受けることができます。詳細は OKISS 又は 本会ホームページをご確認ください。

○ CoV 宿泊／CoV 自宅

<調剤報酬>			新型コロナウイルス感染症に係る医療	新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療
公費「28」			適用	適用外
薬学管理料	緊急対応	患者本人への対面による服薬指導	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 ※2 緊コ A 500 点 (+薬剤服用歴管理指導料に係る加算※3)	
		患者本人への電話等による服薬指導 又は患者家族への対面若しくは電話等による服薬指導	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2 ※2 緊コ B 200 点 (+薬剤服用歴管理指導料に係る加算※3)	
	緊急対応でない		薬剤服用歴管理指導料 等 (+加算)	
	<患者負担>			
調剤報酬における一部負担金			無	有※4
配送料のうちの負担金			無	
<薬剤交付支援事業への請求>				
薬局の従事者	R3. 9. 1～R4. 2. 28		3,000 円	
配送業者			配送料 (全額)	

○ 0410 対応

＜調剤報酬＞		
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料 等（＋加算）	
＜患者負担＞		
調剤報酬における一部負担金	有※ ⁴	
配送料のうちの負担金	100 円（上限）	
＜薬剤交付支援事業＞	配送料等	府薬への請求額
薬局の従事者	500 円	400 円
配送業者	配送料	配送料－100 円

※1 大阪府内の医療機関が感染症の発生届を提出した場合は、公費負担者番号「28270601」の公費負担決定通知書が発行されます。この通知書に記載された有効期間内であることを確認してください。

公費「28」は審査支払機関を通じた補助とされており、償還払いは原則不可とされています。

「2827*50*」は行政検査に係る公費負担者番号ですのでご注意ください。

※2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料と薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料は併算定できません。また、調剤報酬における薬剤の配送は保険薬剤師が行う必要があります。

※3 「薬剤服用歴管理指導料に係る加算」とは、麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、特定薬剤管理指導加算1、特定薬剤管理指導加算2、乳幼児服薬指導加算、吸入薬指導加算、調剤後薬剤管理指導加算です。

※4 公費負担医療制度及び大阪府医療費助成制度により一部負担金が生じない場合もあります。

（参考）

- ・令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」
- ・令和3年9月28日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」